

第83回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和8年6月26日(金曜日)
午前10時(午前9時受付開始)

場所

小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル
7階 大ホール

議決権行使について

当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができます。

詳しくは3～5頁をご覧ください

行使期限 令和8年6月25日(木)午後5時

目次

■ 第83回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
(会社提案)	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名及び補欠監査役 1名選任の件	
第4号議案 退任取締役へ退職慰労金並びに 取締役へ慰労金贈呈の件	
(株主提案)	
第5号議案 ガバナンス検証委員会の 設立に係る定款変更の件	
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	38
■ 監査報告書	40

北海道中央バス株式会社

証券コード：9085

株 主 各 位

小樽市色内1丁目8番6号
北海道中央バス株式会社
代表取締役社長 二階堂 恭 仁

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」の方法によって、来る令和8年6月25日(木曜日)午後5時まで議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面にて事前に議決権行使をいただく場合は、郵便の遅配が発生する可能性がございますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

(会社提案)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に退職慰労金並びに取締役に慰労金贈呈の件

(株主提案)

- 第5号議案 ガバナンス検証委員会の設立に係る定款変更の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.chuo-bus.co.jp/corporation/ir/>



【札幌証券取引所ウェブサイト】

<https://www.sse.or.jp/listing/list>



(上記の札幌証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、上場会社一覧の中から北海道中央バス株式会社を選択し、提出書類一覧の株主総会招集通知等からご確認ください。)

以上

(お知らせ)

1. 当日の受付は、午前9時から開始いたします。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4. 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って賛否を入力してください。

行使期限

令和8年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで



2. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

令和8年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

※郵便の遅配が発生する可能性がございますので、お早めの投函をお願い申し上げます。



3. 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和8年6月26日（金曜日）午前10時

※インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

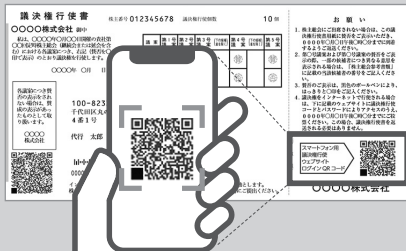
※インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

ご注意事項

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

【次へすすむ】をクリック

次へすすむ

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コード
- 議決権行使パスワード
- 電子メールアドレス
- 無効に強制電子メールアドレスに転記しております

「議決権行使コード」を入力

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

【ログイン】をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- メールアドレス登録のため、パスワードを自分で登録されるものに変わります。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なるパスワードを登録して使用した場合、エラーメッセージが表示されます。

「パスワード」を入力

議決権行使書用紙に記載のパスワード: フォルダキーボード

ご使用になる新しいパスワード:

(確認のためもう一度)

※文字の半角英数字のみが利用できます。

※数字の0は「0」と「O」は区別して「0」は利用できません。

※メールアドレスの欄は、電撃リボで入力してください。

※メールアドレスの欄は、電撃リボで入力してください。

※メールアドレスの欄は、電撃リボで入力してください。

※メールアドレスの欄は、電撃リボで入力してください。

新しいパスワードを設定

【登録】をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

本株主総会における議決権行使にあたってのお願い

本株主総会におきましては、会社提案（当社取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会は、提案株主様の提案である第5号議案には反対しております。**

当社取締役会の意見にご賛同いただける株主の皆様におかれましては、**会社提案（第1号議案から第4号議案まで）には「賛」、株主提案（第5号議案）には「否」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。なお、当社取締役会の反対意見については15頁から16頁までをご参照ください。

以下に、議決権行使書における賛否のご記入例をご案内させていただきます。

議決権行使書における賛否のご記入例

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、左図のようにご記入ください。

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 「賛成」の場合… 「賛」に○印 ▶ 「反対」の場合… 「否」に○印

※議決権行使書の同一議案について、賛否表示欄の賛・否両方に○が記載されている場合は、無効票とさせていただきます。

※賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

将来に向けての持続可能な経営体制にすべく、人材の確保や設備投資の必要などを勘案し、以下のとおり1株につき普通配当50円とし、これに、コロナ禍という極めて厳しい時期に当社を支えてくださった株主の皆様へお応えし、当期（2026年3月期）の決算を踏まえて、特別配当として10円を加え、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円（普通配当50円、特別配当10円） 総額173,849,880円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和8年6月29日（月曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 <small>にかいどう たか ひと</small> 二階堂 恭 仁	代表取締役社長 総括 輸送安全推進本部長 内部監査室長	7回/7回
2	再任 <small>ひら お かず や</small> 平 尾 一 彌	取締役相談役	7回/7回
3	再任 <small>きく い たか のり</small> 菊 井 隆 則	取締役常務執行役員 経営企画室付 ニセコ在勤 スキー場事業・ホテル事業現地統括	7回/7回
4	再任 <small>やす だ とおる</small> 安 田 徹	取締役常務執行役員 総務部担当 兼 総務部長、 IT戦略推進室長 財務担当	7回/7回
5	再任 <small>あ べ かず み</small> 阿 部 一 三	取締役常務執行役員 労務部担当 兼 労務部長	7回/7回
6	再任 <small>か どう こう じ</small> 加 藤 幸 嗣	取締役	7回/7回
7	再任 <small>と い のり お</small> 戸 井 宣 夫	取締役	7回/7回
8	再任 <small>すぎ え しゅんたろう</small> 杉 江 俊太郎 社外取締役	取締役	6回/7回
9	再任 <small>なかがわら きよ ゆき</small> 中川原 清 行	取締役執行役員 バス事業統括部長	7回/7回

候補者番号 1	にかいどう たか ひと 二階堂 恭 仁 (昭和35年11月9日生)	所有する当社株式の数 3,600株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	--------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社
平成23年6月 当社取締役運輸部長
平成27年6月 当社取締役常務執行役員
平成30年6月 当社代表取締役社長 (現任)

担当

総括
輸送安全推進本部長
内部監査室長

重要な兼職の状況

中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長

候補者番号 2	ひら お かず や 平 尾 一 彌 (昭和17年9月18日生)	所有する当社株式の数 3,100株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和41年4月 当社入社
平成5年6月 当社取締役
平成9年6月 当社常務取締役
平成12年6月 当社専務取締役
平成14年6月 当社代表取締役専務

平成17年6月 当社代表取締役社長
平成24年6月 当社代表取締役会長
平成30年1月 当社代表取締役会長兼社長
平成30年6月 当社代表取締役会長
令和7年6月 当社取締役相談役 (現任)

重要な兼職の状況

中央バス総業株式会社 代表取締役社長

候補者番号 3	きく い たか のり 菊 井 隆 則 (昭和38年10月15日生)	所有する当社株式の数 1,600株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	--------------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和61年4月 当社入社
平成22年4月 当社関連事業部副部長
平成27年6月 当社執行役員
平成27年9月 当社執行役員 (ニセコ在勤)
経営企画室付ニセコエリア
観光事業統括マネージャー

平成28年5月 当社執行役員 (ニセコ在勤)
経営企画室付ニセコエリア
観光事業統括マネージャー
兼関連事業部いこいの湯宿
いろは統括マネージャー
平成30年6月 当社取締役執行役員 (ニセコ在勤) スキー場事業・ホテル
事業現地統括
令和4年6月 当社取締役常務執行役員
(現任)

担当

経営企画室付 ニセコ在勤
スキー場事業・ホテル事業現地統括

候補者番号 4	やす だ とおる 安 田 徹 (昭和42年8月15日生)	所有する当社株式の数 1,600株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	---------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

平成4年4月 当社入社
平成23年4月 当社総務部副部長
平成26年4月 当社総務部長
平成27年6月 当社執行役員総務部長

平成29年6月 当社執行役員総務部長
兼IT戦略推進室長
平成30年6月 当社取締役執行役員総務部長
兼IT戦略推進室長
令和4年6月 当社取締役常務執行役員
(現任)

担当

総務部担当 兼 総務部長、
IT戦略推進室長 財務担当

候補者番号 5	あ べ かず み 阿 部 一 三 (昭和43年4月5日生)	所有する当社株式の数 1,500株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	----------------------------------	----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

平成4年4月 当社入社
平成23年4月 当社経営企画室統括
マネージャー
平成26年4月 当社経営企画室長

平成27年6月 当社執行役員経営企画室長
平成30年6月 当社取締役執行役員経営企画
室長
令和4年6月 当社取締役常務執行役員
(現任)

担当

労務部担当 兼 労務部長

候補者番号 6	か とう こう じ 加 藤 幸 嗣 (昭和23年10月13日生)	所有する当社株式の数 10,005株	取締役会出席状況 7回/7回
------------	-------------------------------------	-----------------------	-------------------

再任

略歴及び地位

昭和47年4月 当社入社
平成11年6月 当社取締役総務部長
兼広報室長
平成13年6月 当社取締役運輸部長
平成17年6月 当社常務取締役札幌事業部長

平成23年6月 当社常務取締役
平成26年6月 中央ビルメンテナンス株式会社
代表取締役社長 (現任)
平成26年6月 当社専務取締役
平成27年6月 当社取締役専務執行役員
令和4年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長

候補者番号		所有する当社株式の数	取締役会出席状況
7	と い のり お 戸 井 宣 夫 (昭和17年1月15日生)	4,421株	7回/7回

再任

略歴及び地位

昭和48年6月	当社入社	平成15年6月	当社取締役(現任)
平成5年6月	当社取締役	平成19年6月	株式会社泰進建設 代表取締役社長(現任)
平成11年6月	当社常務取締役	令和7年4月	マイラシークライフサポート株式 会社 代表取締役社長(現任)
平成15年6月	中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

株式会社泰進建設 代表取締役社長
マイラシークライフサポート株式会社 代表取締役社長

候補者番号		所有する当社株式の数	取締役会出席状況
8	すぎ え しゅんたろう 杉 江 俊太郎 (昭和30年11月21日生)	19,831株	6回/7回

再任

略歴及び地位

社外

平成3年2月	杉商株式会社代表取締役社長 (現任)	平成22年11月	小樽商工会議所副会頭
平成19年7月	札幌ヨコハマタイヤ株式会社 代表取締役社長(現任)	平成28年6月	当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

杉商株式会社 代表取締役社長

候補者番号		所有する当社株式の数	取締役会出席状況
9	なかがわら きよ ゆき 中川原 清 行 (昭和43年3月30日生)	1,400株	7回/7回

再任

略歴及び地位

平成2年4月	当社入社	令和3年6月	当社取締役執行役員労務部長 兼雇用対策室長
平成28年11月	当社運輸部長	令和5年4月	当社取締役執行役員労務部長
平成30年4月	当社札幌事業部長	令和6年11月	当社取締役執行役員 バス事業部長
平成30年6月	当社執行役員札幌事業部長	令和7年4月	当社取締役執行役員 バス事業統括部長(現任)
平成31年4月	当社執行役員バス事業部長		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉江俊太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉江俊太郎氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
4. 杉江俊太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について
杉江俊太郎氏は、経営者として専門的な知識及び経験を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行することが期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
杉江俊太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

監査役3名のうち、大森正昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	おお もり まさ あき	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1	大 森 正 昭 (昭和26年9月5日生)	2,900株	7回/7回 監査役会出席状況 8回/8回

再任

略歴及び地位

昭和49年4月 当社入社
平成17年6月 当社取締役
平成23年6月 当社常務取締役
平成27年6月 当社取締役常務執行役員
平成30年6月 当社取締役専務執行役員
令和4年6月 当社監査役(現任)

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。大森正昭氏が監査役に選任され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	さいとうきよひろ 齊藤 揮誉浩 (昭和36年8月29日生)	所有する当社株式の数
2		0株

社外

略歴及び地位

平成2年8月 公認会計士登録 (現任)
平成25年7月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)
シニアパートナー
令和2年6月 EY新日本有限責任監査法人退社
令和2年7月 公認会計士齊藤揮誉浩事務所 所長 (現任)

重要な兼職の状況

公認会計士齊藤揮誉浩事務所 所長
和弘食品株式会社 社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊藤揮誉浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由について
齊藤揮誉浩氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
齊藤揮誉浩氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 社外監査役との責任限定契約について
齊藤揮誉浩氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。齊藤揮誉浩氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 退任取締役へ退職慰労金並びに取締役へ慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます泉山利彦氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、第82回定時株主総会終了後の取締役会において、取締役相談役に就任された平尾一彌氏に対し、常勤取締役在任中の功労に報いるため慰労金を、それぞれ当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当該退職慰労金並びに慰労金につきましては、当社における一定の基準に従っており、適正であります。

両氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いずみ やま とし ひこ 泉 山 利 彦	平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
ひら お かず や 平 尾 一 彌	平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成30年1月 当社代表取締役会長兼社長 平成30年6月 当社代表取締役会長 令和7年6月 当社取締役相談役（現任）

株主提案（第5号議案）

第5号議案は、株主提案によるものであります。株主様から提案された議案の要領及び提案の理由等につきましては、原則として原文のまま記載しておりますが、一部記述については、個人情報や名誉・信用の保護に配慮する観点から、原文の一部を伏字としております。

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は「第5号議案」に「**反対**」しております。

第5号議案に対する当社取締役会の意見については、以下ご参照ください。

1. 当社のコーポレートガバナンス体制は適切に機能しており、ガバナンス検証委員会の設置は、現時点で必要ないものと考えます。

当社は、社外取締役及び社外監査役が、それぞれの職歴、経験、知識を生かして、社外の立場から当社の経営全般に対し、助言・提言を行うことにより、経営監視機能及び透明性の高い経営が確保されております。

また、重要な事案については、社外取締役が関与するプロセスを通じて、特定の株主の利益に偏ることなく、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なわないよう適切に監視・決定されており、ガバナンス上の問題はありません。

提案株主が提案している委員会は、社外取締役のみで構成し、独自の外部アドバイザー選任権や広範な調査権限を持つものとされていますが、前述のとおり、当社の社外取締役及び社外監査役は、既に、取締役会等の場を通じて十分な助言・提言を行っております。

定款によって屋上屋を架すともいえる委員会を常設することは、意思決定プロセスの複雑化を招き、変化の激しい事業環境において迅速な経営判断を妨げる要因となります。

また、その運営費用を会社負担とすることは、必ずしも株主価値の向上に直結する投資とは言えません。

2. 当社と中央バス総業株式会社との関係に全く問題はありません。

中央バス総業株式会社は、当社議決権の40.05%（間接保有を含む）を所有する筆頭株主であり、当社は同社の関連会社であります。また、中央バス総業株式会社は、当社の緊密な者又は同意してい

る者が同社の議決権の43.80%を所有する当社の持分法適用関連会社であり、中央バスグループを構成する1社でもあります。

一方、当社は中央バス総業株式会社の発行済株式総数の24.37%を所有しておりますが、会社法第308条第1項の規定により、議決権を有しておりません。

以上のことから、当社と中央バス総業株式会社との相互保有株式は、会社法及び関係法令で定められた「相互保有株式の議決権行使の制限」に抵触するものではありません。

また、当社と中央バス総業株式会社との取引関係は、長年の歴史的背景と地域に根差した事業の安定性を維持するために必要なものであります。

3. 経営課題への取り組みは、現経営陣が取り組んでおり、結果を出しています。

運転手不足や地域路線の維持等の経営課題については、現経営陣が最優先で取り組んでおります。これらの経営課題は、ガバナンス構造の変更によって直ちに解決するものではなく、着実な事業構造の改革と収益力の向上によって解決すべきものであると認識しております。

実際、経営陣は、経営課題解決に取り組み二期連続最高益という結果を出しております。

【結論】

以上1から3の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

〈株主提案〉

第5号議案 ガバナンス検証委員会の設立に係る定款変更の件

【1】 提案する議題

ガバナンス検証委員会の設立に係る定款変更の件

【2】 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役及び取締役会

(ガバナンス検証委員会)

第30条の2 取締役会は、当会社のガバナンス体制の最適化のための施策の検討を行うガバナンス検証委員会（以下この条において「委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員により構成される。

3. 委員会は、自己の裁量で外部アドバイザーを選任することができ、当該外部アドバイザーは、当社取締役会から独立した立場で、次項に定める委員会の活動に関する助言を委員会に与える。

4. 委員会は、取締役会から独立した観点から、当会社のガバナンス体制の最適化、公正な株主自治の実現ひいては企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、次の各号に定める活動を行う。

(1) 当社の大株主である中央バス総業株式会社と当社とが、事実上の相互支配状況にあるにもかかわらず、会社法第308条第1項の趣旨に反して中央バス総業株式会社が当社の議決権を行使することを認めることの当否、並びに、かかる資本関係の下で当会社のガバナンスが健全に機能しているかの検証

(2) 当会社の経営責任の所在の明確化、及びコーポレートガバナンス改善に関する施策（これらを総称して以下「ガバナンス改善策」という。）についての当会社株主（ただし、中央バス総業株式会社及び同社の関係者をのぞく）からの意見聴取

(3) 上記(1)及び(2)により収集した情報を踏まえたガバナンス改善策の検討及びガバナンス改善策の取締役会への提示（なお、ガバナンス改善策としては、当社の上場を維持することを前提として、資本構成の変更のための施策の実施、当社取締役会への監視の強化その他の当社のガバナンス体制の最適化のための方策を優先する。）

(4) 取締役会に提示するガバナンス改善策及びこれに関して取締役会に提供した参考資料等に関する株主及びその他のステークホルダーへの説明

5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば、誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、委員会に

において定める「ガバナンス検証委員会規則」に従う。

6. 委員及び外部アドバイザーの報酬を含む委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

【3】 提案の理由

株主提案の趣旨

北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）と、中央バス総業株式会社（以下「バス総業」という。）とは、それぞれが相手方を支配することが可能な株式及び議決権を保有しており、結果、ガバナンスおよび公平な株主自治が機能しない状況に陥っています。

本株主提案の目的は、かかる歪んだ資本構造を解消し、中央バス株主共通の利益を向上させるとともに、従業員の待遇改善を後押しし、地域および取引先との共存共栄を図り、ひいては北海道全体の地方創生に寄与することにあります。

提案の背景及び理由

現在、バス総業は、中央バスの議決権の40.06%（間接保有を含む。）を保有しています。逆に、中央バスは、バス総業の発行済株式の24.37%（ただし、中央バスの緊密な者又は同意している者が別途49.58%を保有。以下詳述）を保有しています。

会社法第308条第1項（特に括弧書部分）及び会社法施行規則67条の規定により、株式会社（本件でいう中央バス）が株主（本件でいうバス総業）の議決権の総数の「25%」以上有する場合、その株主は株式会社に対して保有する議決権（本件でいうと、バス総業が保有する中央バス株式に対する約40%の議決権）を行使することができません（いわゆる「相互保有株式の議決権行使の制限」）。

この相互保有株式の議決権行使の制限の趣旨は、株式会社の経営陣（本件でいう中央バスの経営陣）が、株主（バス総業）への議決権を大量に支配することを利用して、当該株主の議決権を利用して経営陣が株式会社の利益や株主全体の利益を害する事態を防ぐことにあります。

これは、いわゆる自己株式について、それを保有する株式会社の経営陣が議決権行使をしようとしても認められないことと同様の趣旨です。

この点、仮に中央バスがバス総業の議決権の総数の「25%」以上を保有していれば、上記の会社法の

規定に基づき、バス総業の保有する中央バス株式約40%の議決権行使は認められません。これに対して、中央バスが保有するバス総業の議決権は24.37%と、25%の寸前の議決権に抑えられており、これは上記の会社法規定を形式上遵守するための方策と考えられます。

しかし、中央バスは、適時開示において、中央バスの「緊密な者又は同意している者」が、バス総業の議決権の49.58%を所有している旨を公表しています。当該適時開示によれば、この49.58%は、中央バスが直接保有する24.37%とは別途のものとの理解です。中央バス自身に加え、中央バスの緊密者・同意者によるバス総業株のこうした圧倒的な保有数が、私が「中央バスによるバス総業の総議決権の実質保有比率は25%を超えている」と主張する理由のひとつです。

加えて、公開情報を辿るだけでも、中央バスの役員に新たに就任した者が、間もなくバス総業においても役員に就任し、当該新任のバス総業役員がバス総業の株式の一部を取得する事例が見られます。また、中央バスの役員がその役職を辞任した際に、それまで有していた当該バス総業での地位と株式を譲渡している（あるいは譲渡させられている）形跡が、一部で認められます。

たとえば、二階堂恭仁現社長は、2016年3月時点で中央バスの取締役役に就任していますが、2年後の2018年3月時点でバス総業の役員にも就任するとともに、バス総業の株式を1,900株取得しています。他方で、A氏は、2016年3月時点で中央バスとバス総業の役員を兼務しつつ、4,000株のバス総業株を保有していましたが、2018年1月22日付で中央バスでの役職を辞任した途端、バス総業での役職を辞するとともに、バス総業株式を手放しています。（そして、その4,000株は、一部を当時の平尾一彌中央バス代表取締役を経由して、そのほとんどが二階堂現社長に譲渡されていると認められます）。

また、中央バスの現任役員計13名のうち約半数に及ぶ6名（現任取締役10名のうち半数に及ぶ5名）が、バス総業の株主です。2025年3月時点において、平尾一彌取締役が4,500株、大森正昭常勤監査役が1,000株、二階堂恭仁代表取締役が3,600株、泉山利彦取締役が2,500株、杉江俊太郎取締役が（札幌ヨコハマタイヤ株式会社社名義で）3,500株、加藤幸嗣取締役が（昭和総業系列の協立産業化株式会社社名義で）3,500株をそれぞれ保有しています。

これらの事実関係を見る限り、中央バスが、以下のような中央バスの経営陣の自らの地位を保身するための慣行をグループとして組織的に行っていることが窺えます。

- ① バス総業が中央バスに対して有する議決権が失われないよう、中央バスがバス総業に対して有する議決権を形式的に25%直前にとどめる。

- ② 一方、中央バス（およびその経営陣）のバス総業に対する影響力を最大化するよう、その緊密者及び同意者にバス総業の株式を持たせることにより（あたかも「名義貸し」のような保有により）、バス総業の支配的な株式を実質的に保有する。
- ③ ②の一環として、中央バスとバス総業の役員構成を連動させ、さらに、中央バスの役員の選任・辞任と、バス総業の株式の保有も連動させている。
- ④ 上記により、バス総業が中央バスの総議決権の約40%を維持しつつ、中央バス（およびその経営陣）が、バス総業による中央バスに対する議決権行使を支配する。

これは、会社法の根本原則である「株主が会社を支配する」という権限分配秩序を崩壊せしめる状況であり、まさに会社法第308条第1項（特に括弧書部分）が禁じる相互保有株式による循環的・閉鎖的支配構造です。

経営環境が目まぐるしく変化し続ける昨今、バス業界・観光業界といえども例外ではありません。その最中、こうしたループ支配構造の結果、経営陣や経営戦略の新陳代謝が十分に機能していないにもかかわらず、役員変更という形で責任を取らされない、緊張感ゼロの状態が放置されています。

中央バスは、現在、深刻な運転手不足により路線網の維持が難航しております。中央バスは、2025年12月から札幌圏を中心に平日228便、日祝175便の減便を実施し、さらに2026年4月には平日173便の減便および複数路線の廃止を予定するなど、全体の約4%に及ぶダイヤ縮小を余儀なくされました。この廃止・減便は地域住民の足を脅かしており、他社のように外国人運転手の採用や待遇改善を急務とする一方で、抜本的な問題解消にはなお時間を要する状況にあります。観光事業においても、ニセコアンヌプリ国際スキー場などの世界的に恵まれた立地を保有しながら、同じニセコエリアの同業他社と比較したとき、インバウンド需要の本格回復期に集客施策および単価向上策の強化が後手に回った可能性が否めません。加えて、直近株価が上昇した今でも、PBRは0.60倍（2026年3月31日終値ベース）近辺で推移しており、資本市場からも十分な評価を得られていません。

私は、ポテンシャル溢れる中央バスの現在の窮状の根本原因は、バス総業との閉鎖的なループ支配構造、すなわち経営陣が株主総会の決議を実質的に意のままにできるガバナンス不全にあると考えます。私は、この歪な資本構造が解消され、一般株主による監視がきちんとなされるような緊張感のある経営体制を取り戻せば、中央バスのポテンシャルは最大化され、中央バスひいては北海道地域の発展が実現されるものと確信しています。

なお、私はその方法について、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）や非公開化などの安易な方法を検討頂きたいと考えているわけではありません。

ガバナンス検証委員会において、中央バスの上場維持を前提として、資本構成の変更のための施策やガバナンス体制の最適化のための施策を検討頂きたいと強く望んでいます。たとえばの一案として、中央バスがバス総業による保有株式を買戻し、いわゆる金庫株として保有した上で、企業価値の向上を図った段階で当該株式を売出しすることにより、有休資産や老朽設備の再開発に必要な資金を充当することが可能であると考えます。

私は中央バスの将来性に強い信頼を寄せており、可能な限り株式を長期保有する所存でございます。また、私と同様に中央バスのポテンシャルを信じ、ガバナンスが正常化するのであれば長期保有を志向する投資家は少なくないものと認識しております。

昭和18年3月、道央地域のバス業者21社を統合してスタートした中央バスは、第二次世界大戦前後の物資の欠乏、人手の不足、資金の枯渇など、数々の難局に直面しました。そのなかで、地域住民の交通を担う公的使命の自覚のもと、路線の拡張、車両の増備、バスターミナルの増設に努め、今日の基盤を確立しています。いまや世界的に有名なニセコスキー場を切り開いたのも中央バスです。現在の中央バスは、こうした先人の血のにじむような努力と卓越した先見性によって築き上げられてきており、これまで中央バスを支えてこられてきたすべての創業家・経営者・従業員の皆様に最大限の敬意を表します。そして、あらためてその旺盛な開拓精神を呼び覚ますため、ここにガバナンス検証委員会の設置を株主提案いたします。

本提案の詳細な説明につきましては、<https://www.believe-chuobus.com>をご参照ください。

以 上

事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善する中、緩やかに回復しました。道内の経済においては、個人消費が堅調に推移するとともに、観光需要が増加しました。

一方では、物価上昇や人手不足の状況が続いているほか、中東情勢の緊迫化による資源価格の高騰など、依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当連結会計年度の業績は、売上高は38,384百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は2,651百万円（同17.1%増）、経常利益は2,987百万円（同13.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,780百万円（同22.9%増）となりました。

事業別の経営成績は、次のとおりであります。

(1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、人員不足により札幌地区を中心に路線の廃止、減便を実施しましたが、令和6年12月1日に実施した札幌市内線などの運賃改定の効果があり、増収となりました。また、新千歳空港連絡バスにおいて、札幌都心と空港を結ぶ路線の増便や小樽と空港を結ぶ路線の新設により、増収に努めました。

貸切運送事業は、修学旅行の取り扱いが増え、増収となりました。

この結果、旅客自動車運送事業全体として、売上高は19,796百万円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益は970百万円（同14.5%増）となりました。

(2) 建設業

建設業は、道内の公共投資が底堅く推移し、民間設備投資が増加する中、受注高、完成工事高ともに増加しました。

この結果、売上高は12,496百万円（前連結会計年度比18.2%増）、営業利益は944百万円（同52.2%増）となりました。

(3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、新規物件を受注したことなどにより、増収となりました。

この結果、売上高は3,705百万円（前連結会計年度比5.7%増）、外注費の増加などもあり、営業利益は114百万円（同2.1%減）となりました。

(4) 不動産事業

不動産事業は、賃貸料の見直しなどにより、増収となりました。

この結果、売上高は819百万円（前連結会計年度比0.4%増）、修繕費の増加などもあり、営業利益は278百万円（同10.1%減）となりました。

(5) 観光関連事業

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、外国人利用客が堅調で、ゴンドラなどの索道部門、飲食部門とも好調に推移しました。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、繁忙期の宿泊料金や日帰り入浴料金を改定し、増収に努めました。

小樽天狗山スキー場は、映画のロケ地となったことによる知名度向上やメディア露出による集客効果が続いております。

砂川ハイウェイオアシス館は、イベントを開催するなど集客に努めました。

ワイン&カフェレストラン「小樽バイン」は、宴会スペースを新設し、宴会プランを新たに取り入れるなどリニューアルオープンしました。

旅行業は、町長がガイドを務める地域と連携したツアーなどを実施し、増収に努めました。

この結果、観光関連事業全体として、売上高は3,154百万円（前連結会計年度比8.1%増）、修繕費の増加などもあり、営業利益は425百万円（同8.0%減）となりました。

(6) その他の事業

物品販売業は、商品の取扱いが増加しました。自動車教習所は、普通車及び中型車の入校生が堅調に推移したほか、高齢者講習の受講者が増加しました。介護福祉事業は、入居者が増加しました。

この結果、その他の事業全体として、売上高は2,876百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益は20百万円（同560.7%増）となりました。

事業別内訳表

(単位：百万円)

	売上高				営業利益			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
旅客自動車運送事業	19,014	19,796	782	4.1	848	970	122	14.5
建設業	10,576	12,496	1,920	18.2	620	944	324	52.2
清掃業・警備業	3,506	3,705	199	5.7	116	114	△2	△2.1
不動産事業	816	819	3	0.4	310	278	△31	△10.1
観光関連事業	2,917	3,154	237	8.1	462	425	△37	△8.0
その他の事業	2,635	2,876	240	9.1	3	20	17	560.7
計	39,466	42,850	3,383	8.6	2,361	2,753	392	16.6
内部取引消去額	△3,476	△4,466	△989	△28.5	△95	△102	△6	△6.7
連 結	35,990	38,384	2,394	6.7	2,265	2,651	386	17.1

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、令和2年に発生した新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、その対策として行われた人々の行動抑制と、それに伴う社会・経済活動の停滞により、企業経営は大きな影響を被ることとなりました。また、人口減少が加速する中、バス利用者の減少とバス乗務員不足により、バス路線の廃止・減便を余儀なくされ、大変に難しく、厳しい状況が続いております。

コロナ禍を経て変化したバス事業の役割と使命に対応し、持続可能なバス事業経営を行うため、令和7年2月、『第二の創業』の位置付けで、「経営改革対策本部」を立ち上げ、取組みを進めております。

私共が経験したことの無い、社会の大きな変化に対し、民間事業者として自律した経営を目指すため、グループの保有する経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の一層の活用と、DXを推進することによって、大胆に、思い切った経営改革を推し進め、揺るぎのない事業体質に再構築し、企業価値の向上及び創造に取り組んでまいります。

経営方針として、輸送の安全をはじめ、当社グループの全ての事業において「安全・安心な社会の実現」を最優先に、弛まぬ努力を重ね、事業の発展、躍進を遂げてまいります。

また、企業の責務として環境問題に取り組んでいくとともに、「地域社会との絆」を深めながら、お客さまや株主、お取引先の皆さま等へ感謝し、社会から信用される、“地域と共に歩む企業集団”を目指します。

事業別の対処すべき課題は次のとおりであります。

旅客自動車運送事業においては、人口減少、少子高齢化のもと、バス需要が減少しているとともに、深刻なバス乗務員不足によりバス路線の廃止・減便を繰り返し、民業として地域の公共交通を維持・持続できない事態であり、利用者にご不便や負担をおかけしております。

バス乗務員の確保・定着のため、この春にはバス乗務員の賃金制度の大幅な見直しを行いました。人手不足を解消することが大変に難しい状況にもありますが、バス乗務員をはじめ当社社員を将来に向け確保するために知恵の限りを尽くし、社員の処遇改善を推し進め、労働市場での競争力を高めるとともに、人材育成の教習・教育制度を充実させ、やりがい・働きがいのある職場を創造し、雇用の安定、定着、採用につなげ、事業を継続できる体制の確立に取り組んでまいります。

バス事業は地域社会にとってなくてはならない事業でもあります。

規制緩和以降、バス事業を取り巻く環境が大きく変化し、地域生活交通路線を担う主体は地方自治体、広域自治体であり、バス事業者は協力者の立場にあります。バス乗務員不足等を抱える

中、既存の路線への現実的な対応をしつつ、新たなバス需要の創造に注力するとともに、さらなる需要が見込まれる既存路線に対し、積極的に経営資源を投入していく方針であります。

乗っていただくお客さまに対する一番のサービスは、安全・安心なバスです。法令を遵守し、社員一人一人が「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり社会的使命である」ことを肝に銘じ、「人命尊重・安全最優先」を徹底してまいります。

建設業においては、深刻な人手不足や建設資材の高騰が続く厳しい経営環境におかれております。事業の根幹である人材の確保と育成を経営の最優先として推し進める一方、ICT投資・人的投資の拡大により、生産性向上と盤石な経営基盤構築に努めてまいります。

清掃業・警備業においては、深刻な人手不足が引き続き見込まれる中、健康経営を意識した働き方改革・人手不足対策に取り組むとともに、ICTの活用により業務の効率化を推し進めてまいります。また、原価上昇分の適正な価格転嫁に取り組むとともに、新規物件に対する情報収集及び積極的な参入に努めてまいります。

不動産事業においては、保有する資産の一層の活用を進めるべく、グループ内で連携・強化を図り、新規賃貸契約の獲得や遊休不動産の有効活用につなげてまいります。

観光関連事業においては、物価高騰による国内客の出控えの傾向はありましたが、円安を背景にインバウンドの集客は好調で、全体として堅調に推移しております。

「ニセコアンヌプリ国際スキー場」は、スキー場施設の改修整備により受入態勢の強化を図るとともに、併設するニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」も含めた観光事業の一体運営により、地域と連携しながら独自の魅力を創り出すことで「通年リゾート」としての価値向上に努めてまいります。

「小樽天狗山ロープウェイ・スキー場」は、国内外の幅広いターゲットに向けたSNS等の活用による情報発信を継続するとともに、映画のロケ地となったことによる知名度を活かして集客に努め、またワイン&カフェレストラン「小樽バイン」は、観光客のみならず地元のお客さまのさらなる集客を図り、地域に愛されるレストランを目指してまいります。

「砂川ハイウェイオアシス館」は、空知を代表する観光施設として、地域（地方自治体・生産者）との連携を図るほか、イベント・催事販売などの企画やSNSを活用した積極的な情報発信を行い、利用拡大に注力してまいります。旅行業は、魅力ある観光ツアー創りとその発信に努めてまいります。

その他の事業においては、介護福祉事業は、ICTの活用等により生産性の向上を図るとともに、質の高いサービスの提供と入居者の確保に努めてまいります。自動車教習所は、全車種教習に加え、北海道労働局認定の技能講習や、国土交通省認定の適性診断と運行管理者の指導講習が全て1箇所で行われる優位性を活かし、他校との差別化を図り、競争力を高めてまいります。

3. 設備投資等及び資金調達の状況

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は4,314百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区 分	内 容	部 門
車 両	営業用新車バス79両リース	旅客自動車運送事業
施 設	ニセコアンヌプリ国際スキー場社員寮新築	観光関連事業

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 80 期 (令和5年3月期)	第 81 期 (令和6年3月期)	第 82 期 (令和7年3月期)	第 83 期 (当連結会計年度) (令和8年3月期)
売 上 高(百万円)	33,442	33,838	35,990	38,384
経 常 利 益(百万円)	785	1,463	2,638	2,987
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	586	941	2,262	2,780
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	224.07	359.72	864.85	1,062.96
総 資 産(百万円)	35,539	37,150	39,514	46,725
純 資 産(百万円)	26,084	27,844	29,600	33,060
1 株 当 たり 純 資 産 額(円)	9,801.51	10,461.09	11,251.17	12,566.03

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 泰 進 建 設	152 ^{百万円}	100 %	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バスニセコ観光開発株式会社	100	100	観光関連事業
勝 井 建 設 工 業 株 式 会 社	50	100	建設業

(注) 勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100%所有しております。

6. 主要な事業内容 (令和8年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社3社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。

事 業 種 目	事 業 内 容
旅 客 自 動 車 運 送 事 業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建 設 業	土木建築工事の請負及び設計監理
清 掃 業 ・ 警 備 業	建物施設総合管理、警備保障
不 動 産 事 業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観 光 関 連 事 業	スキー場、ホテル業、観光施設業、旅行業、飲食業
そ の 他 の 事 業	公衆浴場業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、 情報記録物製造業

7. 主要な事業所（令和8年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本 社	小樽本社（本店）	小樽市色内1丁目8番6号
	札幌本部	札幌市中央区大通東1丁目3番地
事 業 部	バス事業統括部	(札幌市中央区) (18営業所)
	観光事業推進本部	(札幌市中央区)
	不動産・関連事業部	(札幌市中央区)

(2) 子会社の主要な事業所

株式会社泰進建設	(滝川市・札幌市中央区)
中央ビルメンテナンス株式会社	(札幌市東区)
中央バスニセコ観光開発株式会社	(ニセコ町)
勝井建設工業株式会社	(岩見沢市)

8. 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,513名	△4名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員、退職者等は除いております。

9. 主要な借入先の状況（令和8年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (令和8年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000 株
2. 発行済株式の総数 3,146,000 株
3. 株 主 数 1,572 名
4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
中 央 バ ス 総 業 株 式 会 社	1,073 ^{千株}	37.04 [%]
株 式 会 社 北 洋 銀 行	144	4.96
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	143	4.96
北 海 道 中 央 バ ス 社 員 持 株 会	97	3.37
中 央 振 興 株 式 会 社	81	2.80
明 海 グ ル ー プ 株 式 会 社	70	2.43
株 式 会 社 菱 友	62	2.17
株 式 会 社 昭 和 総 業	58	2.03
成 宮 一 雄	43	1.49
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	32	1.10

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式 (248,502株) は含まれておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（令和8年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
二階堂 恭 仁	代表取締役	社長	総括 輸送安全推進本部長 内部監査室長 中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長
平 尾 一 彌	取締役	相談役	中央バス総業株式会社 代表取締役社長
泉 山 利 彦	取締役	専務執行役員	統括、観光事業推進本部、 不動産・関連事業部担当 中央バスニセコ観光開発株式会社 代表取締役社長 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長
菊 井 隆 則	取締役	常務執行役員	経営企画室付 ニセコ在勤 スキー場事業・ホテル事業現地統括
安 田 徹	取締役	常務執行役員	総務部担当 兼 総務部長、 IT戦略推進室長 財務担当
阿 部 一 三	取締役	常務執行役員	労務部担当 兼 労務部長
加 藤 幸 嗣	取締役		中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
戸 井 宣 夫	取締役		株式会社泰進建設 代表取締役社長 マイラシークライフサポート株式会社 代表取締役社長
杉 江 俊太郎	取締役		杉商株式会社 代表取締役社長
中川原 清 行	取締役	執行役員	バス事業統括部長
大 森 正 昭	常勤監査役		
笹 原 弘 崇	監査役		明海グループ株式会社 代表取締役専務取締役
大 森 茂 伸	監査役		公認会計士 大森公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち、杉江俊太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、笹原弘崇及び大森茂伸の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役笹原弘崇氏は、上場企業役員として培われた企業経営に関する知識と経験を有しております。

4. 監査役大森茂伸氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料は当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。
6. 当事業年度中の取締役の異動
令和7年6月25日付で取締役の地位に次のとおり変更がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
平 尾 一 彌	取締役 相談役	代表取締役会長

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
令和8年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
梅 里 俊 彦	執行役員 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 専務取締役
尾 形 崇 士	執行役員 経営企画室長
嵯 峨 山 真	執行役員 観光事業推進本部長 兼 経営企画室 特命担当
大 坂 則 幸	執行役員 不動産・関連事業部長

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会において決議して定めております。

その概要は、基本報酬は、株主総会で承認された範囲内で、役位、職責に応じて当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、退職慰労金は、株主総会の決議を経たうえで、当社における一定の基準に従い決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）であります。（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役1名）であります。）

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、年額42百万円以内であります。（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。）

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 二階堂恭仁が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び退職慰労金の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報 酬 額 (基本報酬)	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取 締 役	10名	110,060千円	271,679千円
監 査 役	3名	18,350千円	19,950千円
合 計 (うち社外役員)	13名 (3名)	128,410千円 (13,650千円)	291,629千円 (14,550千円)

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役杉江俊太郎氏は、杉商株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社から車両燃料等を購入しております。

監査役笹原弘崇氏は、明海グループ株式会社の代表取締役専務取締役であります。同社は当社の株主であります。

監査役大森茂伸氏は、大森公認会計士事務所の所長であります。当社と当該事務所との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役杉江俊太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会7回中6回に出席し、主に経営者としての知識及び経験から、当社の経営全般に助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、社外取締役として適切な役割を果たしております。

監査役笹原弘崇氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会8回のすべてに出席し、主に上場企業役員として培われた企業経営に関する知識と経験から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役大森茂伸氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会8回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的で開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明のもとに、前事業年度の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等を評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

- (注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	21,265,808	流 動 負 債	7,056,826
現金及び預金	9,521,791	支払手形及び買掛金	2,924,167
受取手形、売掛金及び契約資産	5,899,752	リース負債	403,958
有価証券	4,600,741	未払費用	464,781
棚卸資産	335,830	未払消費税等	282,268
その他の	911,494	未払法人税等	593,051
貸倒引当金	△ 3,801	前受引当金	888,798
		賞与引当金	251,916
		完工工事補償引当金	2,966
		工事損失引当金	7,714
		その他	1,237,201
固 定 資 産	25,459,201	固 定 負 債	6,607,601
有 形 固 定 資 産	20,159,265	リース負債	2,805,297
建物及び構築物	5,153,912	繰延税金負債	226,260
機械及び装置	785,297	退職給付に係る負債	2,372,131
車両運搬具	1,129,863	役員退職引当金	527,869
工具器具及び備品	380,496	その他	676,042
土地	9,727,170		
リース資産	2,947,325		
建設仮勘定	35,200		
		負 債 合 計	13,664,428
無 形 固 定 資 産	149,455	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,150,480	株主資本	31,378,146
投資有価証券	3,503,328	資本剰余金	2,100,000
長期貸付金	27,421	利益剰余金	734,307
退職給付に係る資産	562,195	自己株	29,765,248
長期前払費用	26,951	その他の包括利益累計額	△1,221,409
繰延税金資産	189,545	その他の有価証券評価差額金	1,494,834
その他の	847,635	退職給付に係る調整累計額	1,127,452
貸倒引当金	△ 6,597	非支配株主持分	367,381
			187,601
		純 資 産 合 計	33,060,582
資 産 合 計	46,725,010	負 債 及 び 純 資 産 合 計	46,725,010

連結損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上		38,384,450
売上原価		31,584,902
売上総利益		6,799,548
販売費及び一般管理費		4,147,858
営業利益		2,651,689
受取利息及び配当金	112,094	
持分法による投資利益	24,291	
助成金の収入	198,537	
その他	31,985	366,909
営業外費用		
支払利息	28,392	
その他	2,927	31,320
経常利益		2,987,279
固定資産売却益	21,411	
補助金収入	413,759	
投資有価証券売却益	199,496	
その他	23,118	657,786
特別損失		
固定資産除売却損	64,344	
固定資産圧縮損	372,269	
固定資産減損損	154,886	
その他	7,394	598,894
税金等調整前当期純利益		3,046,170
法人税、住民税及び事業税	864,164	
法人税等調整額	△ 620,717	243,446
当期純利益		2,802,724
非支配株主に帰属する当期純利益		21,930
親会社株主に帰属する当期純利益		2,780,793

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部			
			千円				千円
流 動 資 産			11,046,006	流 動 負 債			2,737,788
現金及び預金			3,904,098	買入掛金			616,192
売掛金			2,049,363	未払掛金			401,658
有価証券			4,600,741	未払消費税			176,572
貯蔵品			117,846	未払消費税			211,472
その他金			626,599	未払消費税			47,693
貸倒引当金		△	252,643	未払消費税			253,561
				未払消費税			286,936
固 定 資 産			23,617,083	長期前受の			516,546
有形固定資産			18,446,744	長期前受の			227,155
建物			4,468,586	長期前受の			
構築物			574,484	長期前受の			
機械及び装置			809,766	長期前受の			
車両運搬具			1,090,572	長期前受の			
工具器具及び備品			281,238	長期前受の			
土地			8,337,548	長期前受の			
リース資産			2,849,347	長期前受の			
建設仮勘定			35,200	長期前受の			
無形固定資産			68,631	長期前受の			
ソフトウェア			62,757	長期前受の			
その他			5,874	長期前受の			
投資その他の資産			5,101,707	長期前受の			
投資有価証券			2,821,295	長期前受の			
関係会社株			1,322,154	長期前受の			
前払年金費用			46,570	長期前受の			
長期前払費用			12,036	長期前受の			
繰延税金			28,024	長期前受の			
その他			1,001,871	長期前受の			
貸倒引当金		△	130,246	長期前受の			
資 産 合 計			34,663,090	負 債 合 計			10,431,463
				純 資 産 の 部			
				株主資本			23,122,115
				資本金			2,100,000
				剰余金			751,102
				利益剰余金			751,101
				利益剰余金			1
				利益剰余金			21,042,375
				利益剰余金			525,000
				利益剰余金			20,517,375
				土地圧縮積立金			993,739
				その他資産圧縮積立金			239,767
				配当準備積立金			393,000
				別途積立金			13,800,000
				繰越利益剰余金			5,090,867
				自己株			△ 771,362
				評価・換算差額等			1,109,511
				その他有価証券評価差額金			1,109,511
				純 資 産 合 計			24,231,626
				負債及び純資産合計			34,663,090

損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 旅客自動車運送事業営業収 不動産事業営業収 観光関連事業営業収 その他の事業営業収 売 旅客自動車運送事業営業 不観光関連事業営業 その他の事業営業 売一営 上 一般業 営 受取利息及び配当 助成金の 営 支払の 経特 固定資産売却却 補投資有価証券売却 特 固定資産除売却却 固固定資産減損縮損 固固定資産の 税引前当期純利 法人税、住民税等 法人税 当	高 益 益 益 益 価 費 費 費 益 費 益 益 金 入 他 用 息 他 益 益 入 益 他 失 損 損 失 他 益 税 額 益	18,636,616 1,556,266 165,126 183,358 20,541,367 16,383,313 939,859 282,696 150,783 17,756,652 2,784,714 1,418,850 1,365,864 390,167 181,697 15,956 587,821 37,968 205,979 243,947 1,709,737 19,275 409,491 199,496 22,541 650,804 63,838 366,883 152,153 12,394 595,270 1,765,271 331,028 △ 612,755 2,046,998

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 柴本 岳志

公認会計士 新木 亘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

北海道中央バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴本 岳志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新木 亘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月20日

北海道中央バス株式会社 監査役会

常勤監査役	大森正昭	㊞
社外監査役	笹原弘崇	㊞
社外監査役	大森茂伸	㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(中央バス小樽ターミナルから徒歩3分)
※当会場は駐車場がありません。



交通機関 (当社バス) 最寄りバス停「小樽駅前」でお降りください。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。